

平成30年度改訂

令和4年度改訂

# 「学校いじめ防止基本方針」



いじめ防止対策委員会

大阪市立西船場小学校 生活指導部

## 1. はじめに

本書は、「いじめ防止対策法」をもとにした、“いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処”(以下、いじめ防止という)について、文部科学省生徒課(H26年4月)が作成した「基礎資料と対応のポイント」を参考している。

本書は、生活指導における研修資料であるとともに、大阪市立西船場小学校いじめ防止の校内マニュアルでもある。

## 2. 「いじめ防止対策推進法」の理解について

### (1) 第1条 <目的>

・この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### ポイント

・生活指導の目的と関連付ける。

☆「一人一人の児童の人格を完成に向けて、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める」ことにある。故に、生活指導が、学校教育において重要な意義をもつ。

(「生徒指導提要」、平成22年3月、文部科学省発行より)

☆「一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める指導・援助」「時代の変化に対応しながら学年段階に応じた生活指導」を進めていく(「学習指導要領・生活指導」より)

### (2) 第2条 <いじめの定義>

・いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる者も含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ポイント

・個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式手的にしない。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「西船場小学校いじめ防止対策委員会」が行う。

### (3) 第3条 <基本理念>

・いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくするようにすることを旨として行われなければならない。

・全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- ・いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

#### ポイント

- ・西船場小学校「運営の計画」⇒最重要目標1「安全・安心な教育の推進」と関連付ける。

⇒「児童が安心して学校生活を送ることのできる環境を整え、集団の一員としての自覚を育む指導法を研究する。」

- ・生活指導年間活動計画案を参考にする。(子どもの主体的な活動の推進)

#### (5)第8条<学校及び教職員の責務>

- ・学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### ポイント

- ・「生活実態調査」の実施により、いじめの早期発見とともに、教育相談体制の充実を図る。

⇒この中で、認知したいじめへの対策は100%とする。

- ・この調査は、進学中学校区の4小中学校において統一した質問項目を設定し、同じ地域の課題として協力して取り組むよう努める。

#### (6)第9条<保護者の責務>

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養う為の指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ・その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

- ・国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力するよう努めるものとする。

#### ポイント

- ・保護者と「協働の視点」をもった相談を基本におく。

⇒保護者に連絡するのは「どうにかしてもらうため」ではなく、これから取り組んでいくために、互いに相談するためのものという視点をもつ。

- ・地域の実情を踏まえた、緻密で周到な「世論」作りを行う。

⇒普段から校内の情報を正しく伝える。都合の悪い情報は隠し、協力だけ求めて支持されない。また、普段から保護者の正当で健全な要求に耳を貸さず、学校が困った時に助力を得ようとしても難しい。1歩先んじた見通しをもって、先手必勝の対応を取るよう心がける。

#### (7)第13条<学校いじめ防止基本方針>

- ・学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### ポイント

- ・西船場小学校いじめ防止対策委員会は、いじめ防止を組織的に対応するための中核としての役割をもつ。

#### <西船場小学校 いじめ防止対策委員会>

(役割) ☆いじめ防止のための計画の作成・実行・検証・修正の中核

- ・相談・通報の窓口
- ・情報収集・記録・共有
- ・事実関係の調査・指導や支援体制・対応方針の決定
- ・保護者との連携

} 基本方針の策定

## <大阪市立西船場小学校 いじめ対策基本方針>

### ①いじめのとらえ方

- ・「いじめ」は深刻な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為である。「いじめは人間として絶対に許されない」という立場を貫く。

### ②いじめの向き合い方

- ・いじめを行う児童には、毅然とした対応と粘り強い指導の徹底を図るとともに、いじめを受けた児童の立場に立って、その児童の生命・人格を守り抜く。

### ③いじめ対応の原則

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って、組織的に対応する。

### ④全体への学級指導

- ・いじめは、いじめている児童といじめを受けている児童の2者関係の問題ではない。いじめをはやし立てている行為・黙って見ている行為など、周囲の児童の存在がいじめの構造を支えている。その点を踏まえた指導を行う。

### ⑤いじめの「解決」

- ・被害と加害を明らかにすることだけではなくさらに広く、全ての児童を対象に、「人権」について考え方を尊重し合う学級づくりを目指すものでなければならない。

### ⑥保護者との協力

- ・学校の総力をあげ、優先的にいじめ防止に取り組むと共に、保護者との協働の視点をもち、協力関係を築き、全ての児童への指導にあたることができるようとする。

## (8)第22条<学校組織>

- ・当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者に取り構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

### ポイント

#### ・一人一人の教職員の確かな生活指導力を養う。

⇒まず、一人一人教職員が生活指導への深い理解があり、西船場小学校の生活指導の基本を守って行動する力が求められる。

⇒そのためには、日常の生活指導でも、「誠実」「正確」「迅速」な対応を図り、その経験を教職員が蓄積する。

⇒その上で、後段で示す通り、組織的な対応を図る。

- ・生活指導上のミスを自己反省できる考え方をもつ。

- ① まず、学級担任が児童・保護者との窓口になる。 → **誠実な対応**
- ・家庭訪問>電話>連絡帳>児童から、伝達の手段を選択
  - ・事態解決を急ぐ余り、「頭ごなし」「一方的」と受け取られる対応をせず、「共感的理 解」に徹する。
  - ・容易に他者が担任の代理として対応しない。仮に管理職への相談があつても初期対応は担任が行う。
- ② 次に、事実確認を行う。 → **正確な対応**
- ・「正確な事実確認」を実施する。事実に基づく注意や指導・啓発こそが課題解決の近道となる。  
(事実の範囲=指導の範囲)
  - ・一方的で、「疑い」に基づく指導等を行つた場合、その行為そのものによって、説明責任を消失することとなる。
- ③ そして、対応策を考え、実践する。 → **迅速な対応**
- ・児童への注意や指導、保護者への啓発などを実施する上で、熟慮する点は…
- |           |   |
|-----------|---|
| 如何なる方針をもち | 児童の「問題」を非難するのではなく、「課題」を明らかにする。                |
| どんな手順を踏み  | ねらい、場の工夫、聞き取りの順など、指導方針を明らかにして臨む。(出たとこ勝負をしない。) |
| 誰を対象      | 関係者全てを対象にする。誰がどのような関わり方をしているのか解明する。           |
| いつまでに     | 時間的な制約の中で、効率よく、そして約束の期日を守る。(基本は、「その日の内に」)     |
- ④ 最後に、報告と記録とファイリングをして引き継ぐ。
- ・報告は、教頭と生活指導部長へ
  - ・記録は、「生活指導引き継ぎ簿」に確実に行う。

#### (9) 第28条 <重大事態>

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

#### ポイント

##### <生命・身体、財産への被害の想定>

- ・自殺を企図した場合
- ・身体への重大な傷害を負った場合
- ・金品等への重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

##### <欠席の状況の想定>

- ・年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。

#### (10)附帯決議(衆議員・参議院の各委員会)

- ・いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- ・本法の運用に当たっては、いじめ被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- ・教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施などにより資質の向上を図ること。
- ・教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

### 3. いじめ防止対応マニュアル

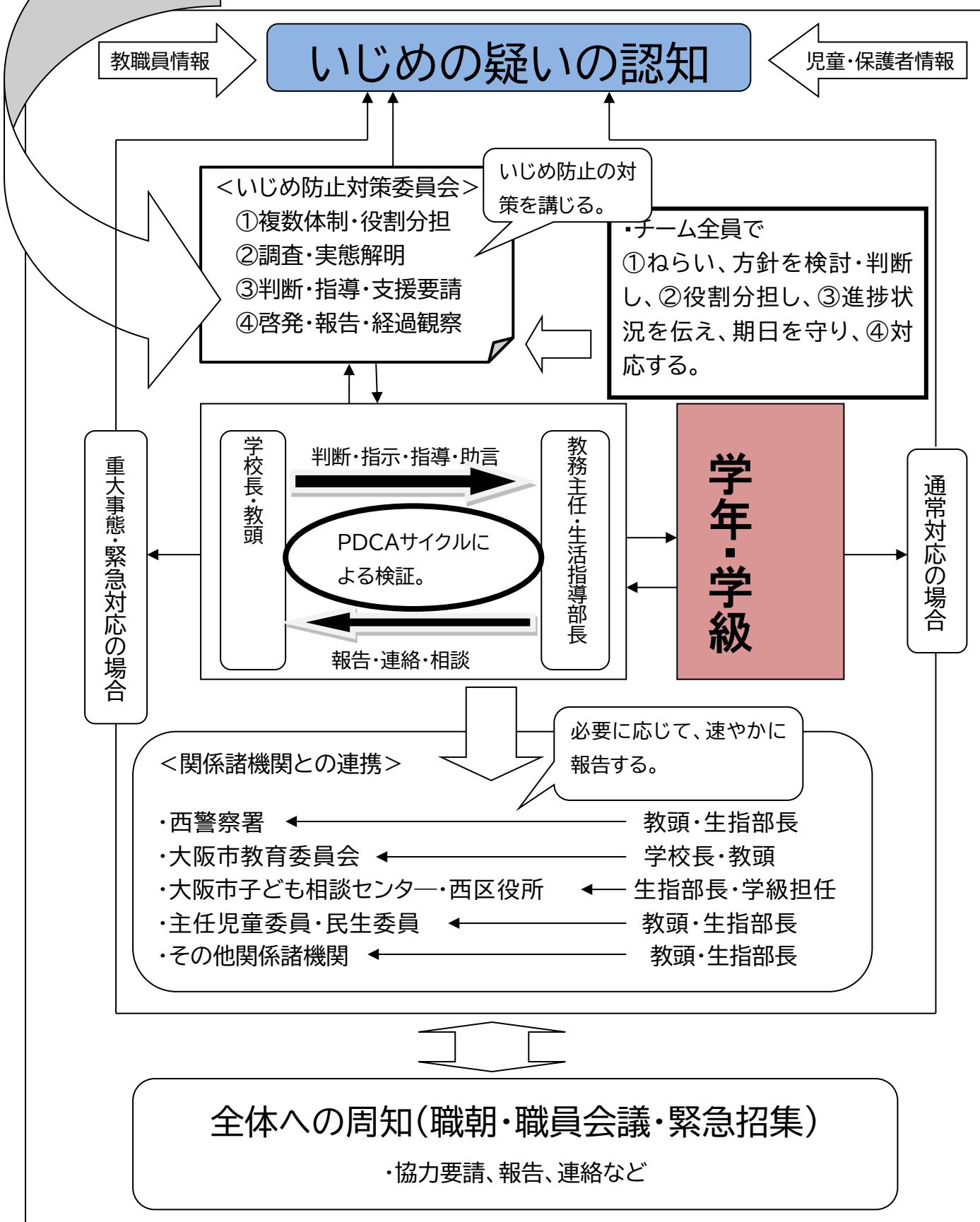
→「大阪市立西船場小学校 いじめ防止対策委員会」

#### 重要な共通理解ポイント

- (1)本校はいじめ防止基本方針を策定し「いじめ防止対策委員会」(対応チーム)を設置する。
- (2)いじめ防止対策委員会の任務を以下の通りとする。
  - ①いじめ防止に資する多様な取り組みの包括的な方針や具体的な内容を策定する。
  - ②校内研修など、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みを企画運営する。
  - ③いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取り組み方法を計画する。
  - ④いじめかどうかの判断を行う。必要に応じて、調査を行う。
  - ⑤いじめと認知した場合は、速やかに適切に、対策を講じその解決を図る。
  - ⑥いじめの解決は、当事者間で行うだけでなく、学級全員で解決すべき優先課題としてとらえ、自分の問題として考えることのできる学習指導を行う。
  - ⑦保護者との共通の視点をもって取り組むと共に、大阪市教育委員会をはじめとする関係諸機関・諸団体と連携して取り組む。
- (3)基本方針の策定に際し、学校評議会にて協議・検討を図る。

#### (4)委員会の構成と役割

委員長=学校長・副長=教頭・主任=生活指導部長・委員=教務主任・人権教育担当・特別支援教育担当・養護教諭・学年主任・担任等を基本。



## (5)「いじめ」の解決に向けた指導の流れ(基本)

### 第1に「いじめ」の存在に気付いた時(「疑わしい時」も含む)

- ①事実関係の正確な把握

いつ だれが だれに 何を どうした 記録を取る。

### 第2に特別チームの招集と対応策の協議

- ②事実関係の周知

- ③問題点の整理

- ④方針案の作成

・いつまでに だれが 何をするかについて、役割り分担する。(明確に)

### 第3に関係児童への指導(第1次指導:緊急回避的な措置)

- ⑤加害児童に対して、「いじめ」行為の即刻停止を、毅然として行う。

- ⑥被害児童に対して、「絶対に守る」安心感を与える。

・両家庭への説明と、学校保護者が一致した方向性をもって、この問題の解消をめざすことを啓発する。(家庭訪問による)

### 第4に人権意識を高める学級集団作り(第2次指導:学習指導)

- ⑦必要に応じて、保護者説明会の開催。

・「保護者が黙っているから必要ない」ではなく、くすぶっている不満や疑問を明らかにする。学校の毅然とした態度を示すと同時に、方針の共通理解を図る。

- ⑧上記と並行し、読本「にんげん」や道徳教材を活用し、子どもが考える場・子どもに気付かせる場を設定する。

### 第5に経過観察と今後の取り組みの判断

- ⑨「いじめ」が解消の方向に向かっているかどうか、経過観察を行うと共に、特別チームに報告する。

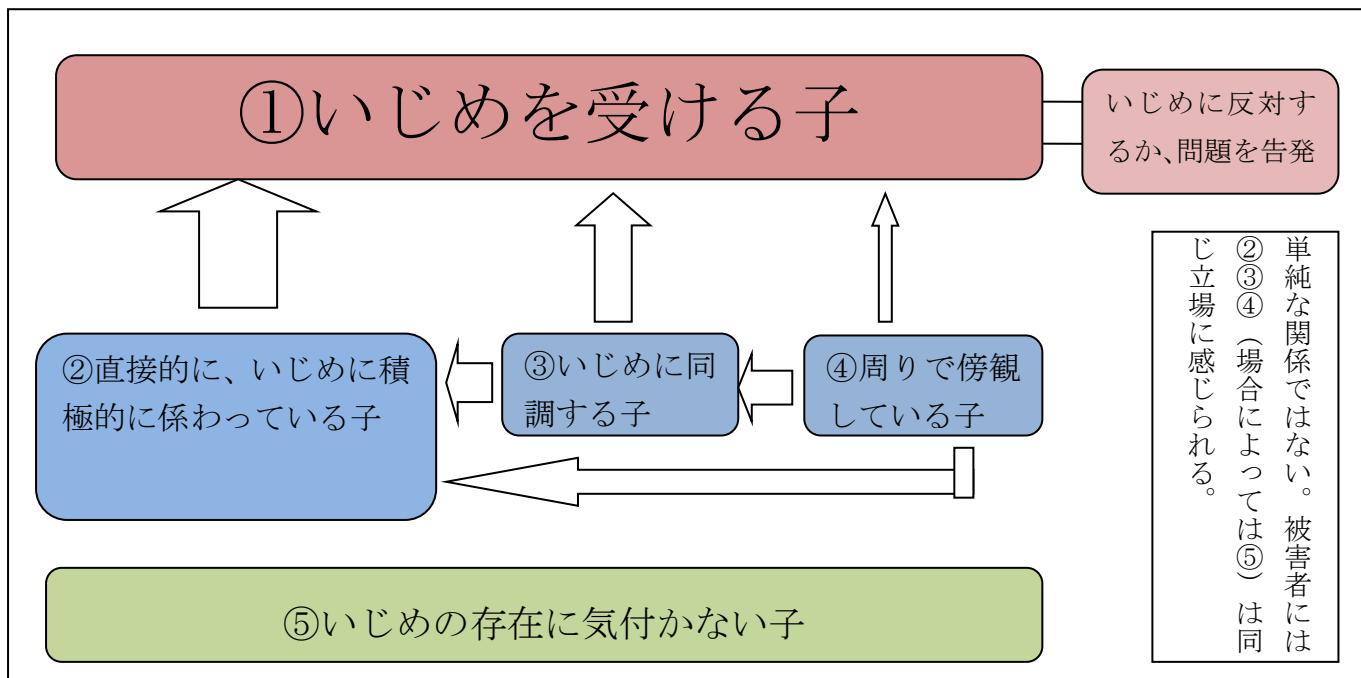
- ⑩必要に応じて、保護者への情報提供を行う。

※最終的な判断をする。

## (6)いじめの構造のとらえ方

※保護者への説明にも本「構造図」を使用すると効果的である。

- ・いじめは、単にいじめている子どもといじめられている子どもだけの問題ではない。
- ・いじめを黙って見ている子どもや一緒になってはやし立てている子ども、見てみぬふりをしている子どもなど、周囲の子ども達も入れると、下図の「いじめの構図」となる。



### ①<いじめをうける子ども>

- 「いじめられている子どもにも問題がある」といった誤った意識が、「いじめ」を容認することにつながり、解決をより困難にする。

### ②<いじめる子ども>

- 学校生活や家庭生活の中で満たされないものがあり、「いじめ」をすることで不満やストレスを発散している場合。
- 小学校ではいじめられていたが中学生になって、いじめる側になる場合。
- いじめている子どもが更に強いものからいじめられている場合。
- 「いじめ」を強要されている場合。

### ③<いじめに同調する子ども>

- 直接「いじめ」に加わらず見ているだけであっても、そこに複数の子どもがいるだけで、いじめられている子どもにとっては脅威。
- 周りではやし立てたりすることは「いじめ」行為そのもの。
- そばにいるだけで、いじめている子を支持することになる。
- いじめられている子どもにとっては、いじめている子どもと同じ存在と映る。
- 集団化することで「いじめ」行為がエスカレートし、ますます暴力的になる。
- 「いじめ」を止めさせることができないで葛藤している子どもにとって自己嫌悪や友達への不信感を増幅させることにつながる。

### ④<周りで傍観している子ども>

- だまつて見ている子どもの他、無関心な態度をとる子ども(見てみぬふりをしている子ども)も、傍観者に含まれる。

### ⑤<存在を知らない子>

○可能性としては存在する。しかし、④⑤は、①いじめを受ける子の立場では、大きな違いはない。

#### (7)いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ② 仲間はずれ、集団により無視をされる。
  - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ⑤ プロレス技を掛けられる。
  - ⑥ 金品をたかられる
  - ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ⑧ 万引きを強要される。
  - ⑨ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ⑩ 汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする。
  - ⑪ 下着を脱がされる。
  - ⑫ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 以上はあくまでも例示であり、他にも様々な様態があり得る。

#### (8)いじめの早期発見・15のポイント

- ① 理由のはっきりしない遅刻・早退が目立ち、学校を休みがちになる。
- ② 忘れ物が多くなったり、成績が下がったりし、学習に対する意欲がなく授業中の集中力もなくなる。
- ③ 何となく浮かぬ顔をしていたり、落ち着きを欠いたりして、表情や態度が以前と違っている。
- ④ 衣服が汚れたり、破れたり、ボタンが取れたりしている。また、手足や顔面などに、擦り傷や打撲傷などが見られる。
- ⑤ 鞄や靴、教科書やノートなどの所持品が隠されたり、落書きされたりしている。
- ⑥ 机や椅子が汚れたり、時には壊されたりする。また、机がいつも隣の席と離されている。
- ⑦ 発言すると、正しい意見なのに皆から支持されず野次が飛んだり、失敗すると大声で笑われたりする。
- ⑧ 常に皆が嫌がる仕事を押しつけられている。
- ⑨ 人格を無視するようなあだ名がつけられ、しつこく言われる。
- ⑩ 「プロレスごっこ」のような「遊び」の中で、いつも対象(相手)にされている。
- ⑪ 休憩時間や放課後、ひとりぼっちでぽつんとしていることが多い。
- ⑫ 仲の良かったグループから急に離れ、交遊関係が変化する。
- ⑬ 用もないのに、職員室のまわりをうろうろする。あるいは逆に、教師を避けるようになる。
- ⑭ 保健室への出入りが多くなり、始業時間になっても、なかなか教室へ戻ろうとはしない。
- ⑮ 給食時間に教室にいなかつたり授業も一人遅れて入室したりすることが多い。 等

以上はあくまでも例示であり、他にも様々な様態があり得る。